

鹿沼市行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律施行条例の一部改正に
ついて

次のように改める。

令和 8 年 8 月 2 5 日提出

鹿沼市長 松 井 正 一

鹿沼市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

鹿沼市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（平成 2 7 年鹿沼市条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

1 1 市長	予防接種法（昭和23年法律第68号）による予防接種以外の予防接種の実施に関する事務であって規則で定めるもの（以下「予防接種事務」という。）
--------	---

別表第 2 に次のように加える。

1 0 市長	予防接種事務	住民票記載事項関係情報、住登外者宛名情報又は予防接種関係情報であって規則で定めるもの
--------	--------	--

別表第 2 備考に次の 1 号を加える。

(9) 予防接種関係情報 予防接種法施行規則（昭和 2 3 年厚生省令第 3 6 号）第 4 条第 1 項各号に掲げる事項（以下「予防接種記録事項」という。）を記載した予防接種に関する記録に関する情報、身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）による身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報及び新型コロナウイルス等対策特別措置法（平成 2 4 年法律第 3 1 号）による特定接種に関する記録（予防接種記録事項に限る。）に関する情報

附 則

この条例は、公布の日から施行する。